

第3回入間市指定管理者候補選定委員会会議録

- 1 日 時 令和4年6月24日（金）14時50分～16時40分
- 2 場 所 入間市役所 B棟 5階 第2委員会室
- 3 出席者 委員長 濱川敦
委 員 岩田正博、浅見泰志、浅見嘉之、高梨雅樹、小林由利、中林敦子
所管課 博物館長 澤田和也、主幹 津久井浩一
事務局 企画部次長 栗原康友、デジタル行政推進課長 糟谷寿孝、
主幹 齊藤謙治、副主幹 齋藤謙次郎
- 4 欠席者 なし
- 5 対象施設 入間市博物館
- 6 議 事
議 題
 - (1) 選定方法について
 - (2) 募集要項、業務仕様書について
 - (3) 採点方法について

(1) 選定方法について

委員長：選定方法について事務局から説明いただきたい。

事務局：選定方法については、複数の業者から広く募集を行う「公募による方法」と特定の業者の応募を求める「非公募による方法」がある。指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドラインによると、総務省は「指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させること」としており、本市においても、「指定管理者の選定は原則公募とする。」とある。また、「ただし、以下の理由があてはまる場合には、公募によらない選定方法（特定の単独または複数の団体に応募を求めることをいう）をとることができるものとする。この場合、指定管理者制度創設の趣旨を鑑み、相当程度の合理性が認められる場合に限定する。」とし、理由によっては非公募とすることもある。博物館のこれまでの経緯について説明する。博物館に指定管理者制度を導入したのは、平成30年4月であり、選定方法は複数の申請者に事業計画書を提出させる「公募による方法」により、指定管理者を決定している。今回が初めての更新となるが、委員の皆様方には、指定管理者候補選定を「公募」か「非公募」かのどちらの選定方法で、募集を行うかを決定していただきたい。

委員長：最初に所管課である博物館の公募、非公募についての意見をお願いしたい。

所管課：入間市博物館の指定管理者の選定方法については、前回は公募による選定であった。

2期目の今回についても、入間市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例及び、指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドラインに規定されている「公募によらない選定方法」を採用するような特段の理由がないこと、そして、公募による公平な選定により、選定手続きの透明性を確保できるということからも、前回に引き続いて、公募が妥当であると考えている。

委員長：事務局からの説明では原則公募となっており、所管課である博物館からも、複数の業者から広く募集を行う「公募による方法」との意見であったが委員の意見や質問をお願いしたい。

委員：基本的に原則公募ということで異論はないが、非公募の規定もあるという前提の中、今回は新規募集ではなく、これまでの成果があるということなので、この5年間の評価というか、第三者評価もやっているかと思うので、それについてお聞かせいただきたい。特に、博物館については全面的に指定管理ではなく、公と民が連携してやっているという特殊な部分もあるため、そういったことも含めた評価をお聞かせいただきたい。

所管課：追加で資料を配付して説明する。第三者評価は、第三者の立場から検証及び評価をするというので、より良い管理運営、住民サービスの向上につなげることを目的に実施をしているものであり、昨年度実施した。全部で32項目に対して評価はSからCまでの4段階評価である。まず、S評価、要求水準をかなり超えている評価というのは3項目、A評価、要求水準を満たしているという評価については27項目、B評価、要求水準を満たしていないものもあるが施設運営に支障はない評価については2項目、C評価、要求水準を満たしておらず改善が必要との評価は該当がなかった。具体的には「窓口業務への適切な対応」の「利用者が、利用しやすい受付案内の実施」についてS評価であった。初めての来館者が迷わないように分かりやすい表示や案内を心がけており、親切・丁寧・分かりやすさに注力しているということで高い評価になっている。そして「建物保守管理・設備機器安全管理」の項目の「感染症等の予防及び拡大防止に対する適切な対応を行っているのか。」についてもS評価となっている。全館において、職員が協力して除菌清掃を行っているというところが高く評価されているようだ。次に、「管理経費等の縮減努力」として、「経費削減努力をしているか。」という項目についてもS評価である。水光熱費の経費削減として節電が高く評価されている。一方で、あまり高くない評価としては、「関係団体地域との連携調整。」の項目のうち、「ボランティア会や市民との協働に関する取り組みを実施し、支援をしているか。」との項目について、指定管理者の自己評価はA評価だが、第三者評価はB評価となっている。これについては、ボランティア会等との取り組みにおいて、連携が少し不足していると判断されているものである。次に、「収支の状況」の項目のうち「指定管理料の適切な執行を行っているか」についてもB評価である。まとめると、32の項目のうち30項目でSまたはA評価ということからも、第三者評価の結果と

しては良好であると所管課として認識している。また、行政と指定管理者の同居型の部分についての評価について、第三者評価の中には示されていないが、博物館としては、指定管理者が民間のノウハウを活用しながら、行政の責任である直営部分の業務について、連携を図って実施できていると評価している。第三者評価については以上である。

委員：行政と指定管理者の同居型の部分については、市としても第三者評価としても評価をされていて、これからもその形でいくということ判断していることでよろしいか。

所管課：そのとおりである。同居型の指定管理というのは入間市では初めてであるが、同居により、施設の管理面等において緊急的判断が必要な場合においても、市職員が同居していることから即座な対応が可能となっていること、また我々職員にとっても、民間のノウハウを現場にいながら直に感じることで、行政職員には足りなかった部分を、民間の事業者から吸収することが可能となっている。相手からすると逆の面もあるとは思いますが、お互いのメリットを生かしながら、これまでの5年間については連携を図ってきているものと感じている。

委員：収支の部分で赤字が続いているということで、当初の見積もりと実際に現場に従事してからの作業量や必要経費に隔たりがあるとのことであるが、今回、積算にあたってはどのように反映したのか。

所管課：赤字決算のところについては、当初、指定管理者が見込んでいた自主事業収入が、現状から言うと、そこまで到達しなかったということも原因の1つかと思う。そこについては、やはり新型コロナウイルスの関係で、集客ができなかった、あるいは緊急事態宣言が発令された、ということも原因の1つではないかと感じている。指定管理者は、民間のノウハウを活用して実施しているが、やはりその部分が大きいのかなと感じている。後ほど提案させていただく指定管理料についても、現在のそういった状況、或いは今後の取り組みも含め、改めてこれまでの実績を踏まえ積算をしている。

委員：同居型のことについて話がでたが、5年前の選定における市議会で、学術的な専門部分については市直営が望ましいということや、維持管理や市役所が苦手とする広報誘客については、民間のノウハウを活用し効率的に行うというのは非常に合理的であるとの意見をいただいた。第三者評価でも高い評価であるが、より良い指定管理者となればありがたいと思うため、公募がいいのではと考える。

委員：これまでのイベントにおいて、さすが民間だなというものがあれば紹介いただきたい。

所管課：具体的というものはないが、イベントの運営方法について、当日運営等をそつなくこなす部分はさすがだと現場にいながら直接感じている。イベントの企画においてもポイントを的確に捉えて内容を選定している部分は、行政職員としても見習うべき点と感じる。これについては、博物館だからこういう客層でなくてはならないという固定概念を外し、どの様な方達を集客すれば、次のステップを見据えられるかという視点で企画している部分は一緒に居ながら学ぶべき点であると感じている。

委員：前回の選定においては何社から応募があったのか。

所管課：7事業者から応募があり、そのうちの1事業者は途中辞退した。そのため、最終的に評価いただいたのは6事業者である。

委員：今まで学芸員がやってきた業務というのは、博物館の根幹に関わると思うが、それに対してどんな影響が出ていると考えておられるのか。

所管課：部分的に指定管理を導入し5年が経過したが、学芸業務は基本的に市の直営であり、調査研究等の活動や教育普及事業を、引き続き行えているということについては、これまでの成果が生かせる場として博物館が必要であるということであり、市民の皆様に還元ができていていると考えている。また、直営の時代には、市の事務職員が業務委託により施設管理を行っていたが、正直全部に対応しきれない部分もあったため、専門性のあるスタッフを有した民間事業者が、予防的な修繕も行いつつ、施設の管理運営をしていただいているというのは、一緒に業務を行っている中で非常に助かっていると感じている。

委員長：公募非公募について他に意見はあるか。ないようであれば、事務局の説明及び博物館の意見としても引き続き公募でということであったが、皆様のご意見ご質問を踏まえても、引き続き公募で選定するということがよろしいか。

委員：よろしい。(委員全員)

委員長：では、博物館の選定方法については公募として決定する。

(2) 募集要項、業務仕様書について

所管課より、募集要項(案)、業務仕様書(案)について資料に基づき説明があった後に、以下の質問、意見等があった。

所管課：募集要項(案)の説明をさせていただく。指定管理者制度の導入の目的では、同居型という形を採り、学芸部門の直営を活かしながら、創意工夫に満ちた民間のノウハウや、専門性を活用して施設運営におけるサービス向上とコスト削減を図ることであり、入間市博物館基本計画に定めた博物館の方向性に沿った管理運営を進めて、博物館を広く知らしめる意欲に満ちた提案を募集するものである。第1期の指定管理においては、同居型で管理運営する形態をとっている。その中で、それぞれお互いに同居のメリットを活かして取り組んできた。引き続きその効果を十分継続する管理運営を図っていければと考える。

次に、基本方針について、「市民の心のよりどころとなる博物館」を基本理念に掲げ博物館運営を進めている。博物館独自の特徴を生かした情報発信拠点として、入間市のシティセールスに貢献するため、多様なメディアを生かして、欲しい情報をよりタイムリーに、より広域に発信していくことを重点課題と考えている。こうした点で、指定管理者が民間ならではの知恵や知識を生かした、時代を先取りする提案を大いに

期待をする。

次に、管理の基準については、博物館を安全に管理する基準についての項目を記載している。

次に、業務の範囲及び具体的な内容として、新規事業として、ミュージアムショップの管理運営に関する業務を追加している。市と指定管理者の役割分担として、これまで市の役割としていたものを指定管理者の役割とした。これまでの物販については、これまでも博物館内で商品の販売をしており、一定の需要があったと感じている。しかしながら、ショップ自らが誘客を促進するような取り組みまでは至っていなかった。今後、その誘客を指定管理者に求め、ショップの運営も含めた提案をいただきたいと考えている。

次に、経費等に関する事項については、指定管理に係る経費、指定管理の精算について記載をしている。特に施設の修繕については、経年劣化による修繕が増加をしていることから、修繕費を年間800万円としている。この支出については、教育委員会、博物館と連携して効率的な修繕を行うことを記載している。また展示観覧料、有料施設使用料及び博物館資料複写等実費については市の収入となるため、引き続き指定管理者が使用料収入を収受することについて記載し、いわゆる利用料金制は採用しない。

次に、指定管理料の項目では、指定管理料の上限額を示しており、年額1億3017万5000円である。主な内容としては、博物館を管理するための人件費、施設管理のための管理費、保険料などの事務費、指定管理者のノウハウを期待する自主事業費及び広報誘客事業費、そして精算項目である光熱水費と修繕費となっている。上限額の設定については、ガイドラインで規定している、市が直営管理した場合に要する経費を基本として積算をし、これまでの5年間の実績を参考に積算をした金額となっている。具体的な金額については、まず人件費については直営管理した場合の市職員賃金をもとに、令和4年度の単価でもって再計算をして積算した。さらに今回追加したショップ運営にかかる分を業務拡大に要する人件費として増額している。内訳としては正職3名とパート職員3名、パートの3名については実質6名によるシフト制として、実質的には3人工での計算となっている。そこに今回の業務の拡大に伴うパート職1名を追加しているものである。続いて管理費については、施設管理に必要な委託料に係る民間事業者の人件費等の変動分を考慮し、年間2.5%の上昇率を5年間見込み、5年間の平均額としている。続いて、光熱水費については、電気料金の高騰分を考慮し、過去の高熱水費実績額の2倍の金額を5年間同額で積算した。なお、この光熱水費の考えについては今回更新となる他の施設においても、統一的な考え方で対応している。

次に、修繕費については、指定管理者が実施する小規模、中規模修繕を対象として、1件当たり200万円未満の修繕で年間800万円とこれまでと同額の金額とした。

なお、建設から28年が経過した設備であり、老朽化が進んでいることから、現在、不具合の箇所が増加しているような状況である。

次に、事務費については、通信運搬費や保険料、事務用品等について、前回と同じ金額の480万円としている。自主事業費については、誘客に繋げる部分として、魅力的な事業実施を期待し、物価上昇分を含め10%の増額とした。

次に、広報誘客事業費についても、指定管理者が民間ノウハウを活用した誘客事業として、新たな展開を期待しているところであり、ショップの活用に伴う新たな広報事業とそれに伴う効果的な誘客事業、或いはICTを活用した広報事業の拡充に要する経費として、10%を加算した。

指定管理料の具体的な金額や支払い方法等については、今後協定書で定め、予算の範囲内において支払うこととなっている。なお、指定管理料のうち光熱水費及び修繕費については、精算項目のため、残金が生じたときには、市に返還することとなっている。

次に、指定の期間については、第1期と同じ5年間とし、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

次に、入間市と指定管理者との責任分担については表のとおりとし、表にないものについては双方で協議することとしている。

次に、申請の資格については、法人等の事業者が、申請を行うことができない項目について示している。

次に、提出書類、特に対象施設の管理運営に係る事業計画書については、来館者や館庭利用者に親しまれる自主事業、或いはミュージアムショップの運営について、新たな提案を求めている。さらに広報誘客として、今まで以上に多くの市民が来館するような企画や方法、ICTを活用した広報活動等について提案を求めている。

次に、選定方法については、指定管理者候補の選定、そして、審査方法、選定基準、審査のポイントについて記載をしている。審査項目と配点については、審査項目一覧に記載をしている。その中で今回特に広報誘客事業について、これまでも指定管理者の役割としてきているが、今回重点ポイントとして配点を手厚くした。合計は300点満点として審査をしていただきたい。

続いて、業務仕様書（案）について説明をする。業務仕様書（案）では博物館の指定管理者が行う業務内容及び範囲について記載をしており、指定管理者への要求水準を示した内容として記載をしている。まずは趣旨や管理運営に関する基本的な考え方、施設の概要や管理の基準について記載している。また、指定管理者との協定の締結についても記載している。

次に、指定管理者業務として、連絡調整に関する会議等について記載している。博物館と指定管理者の円滑な業務遂行を図るため、定期的な連絡調整会議を実施している。その中で、情報共有、或いは課題解決に向け、連携強化を図っている。

次に、施設や設備の使用の許可に関する業務として、指定管理者が使用の許可を行う施設について記載をしている。

次に、常設及び特別展示の観覧手続きに関する業務として、常設及び特別展示における観覧料は利用料金制を導入していないため、これらの徴収事務に関する委託契約を締結することを記載している。

次に、自主事業について、指定管理者の主体性ある企画を、博物館施設を積極的に活用し、誘客ノウハウを十分に発揮して創意工夫を凝らして入館者の増加に努めることを記載した。また自主事業で徴収した観覧料や参加料は、指定管理者の収入とすることも記載している。

次に、ミュージアムショップの運営について、民間事業者ならではのノウハウを活用して運営をすることを記載した。

次に、博物館の広報及び誘客に関する業務として、多様な利用者へのアプローチを図り、来館を促す企画を実施することを記載した。また、ホームページやSNS等を活用してタイムリーな情報発信を行うことや、観光協会や旅行代理店等へ積極的に働きかけ、ツアー企画等の提案を行うこと、市職員と協力して、マスメディアを活用した広報活動を積極的に行うことを記載している。

次に、業務に対する目標として、指定管理期間終了時には年間入館者数が8万人を超えることを達成目標値としていることを記載した。

次に、業務の評価として、指定管理者による自己評価や教育委員会によるモニタリング、第三者評価について記載し、外部の定期的な評価実施による、管理運営の水準の維持向上に努めていくことを記載している。

今回の仕様書（案）には別途資料1から資料11までを添付している。これまでの1期5年間の経過を踏まえ、博物館職員と指定管理者の同居型の管理運営のメリットを効果的に発揮することで、多様化する住民ニーズに、効果的効率的に対応するために指定管理者を導入するものと考えている。市民の心のよりどころによる博物館への取り組みを継続して参りたいと考えている。

募集要項（案）及び業務仕様書（案）の説明は以上となる。

委員長：博物館の募集要項（案）と業務仕様書（案）について、質疑はあるか。

委員：第三者評価や博物館による評価等を行ったうえで、特に不足していた部分について、今回の募集要項や仕様書に反映させた部分はあるか。また、重点化して求めていきたい部分があればお聞かせいただきたい。

所管課：指定管理者に期待することとして、行政の職員が苦手な広報誘客の部分がある。さきほども説明したが、この部分については審査項目で配点を高くしているが、博物館が建っている場所は交通の便があまりよくないところであるため、多くの方に博物館を訪れてもらうためには広報戦略も必要と考える。これまでも行政では考えられない広報戦略を求めてきてはいるが、想像を超えるような民間でないといけないような新たな

な提案を期待する。そういった意味で広報誘客事業については重点的な箇所と考えている。

委員：新たな指定管理業務に加える予定のミュージアムショップの運営について、図録等の販売を含むとあるが、それ以外の販売商品や販売方法は指定管理者に任せるということか。そこで売り上げたものは指定管理者の収入になるという理解でよいか。

所管課：商品を販売するという売店としての役割のみならず、その施設が、情報発信の拠点施設になったり、或いはにぎわい創出のきっかけになったりというところを博物館としては求めている。その中で、これまで販売をしてきた商品の販売も、引き続いてやっていただくことは考えているが、特に、地域とお茶をテーマとしている博物館としては、来館者がいつでも狭山茶を買えるということも求めている。或いは、それだけではなく、シティセールスの一環としての役割も担っているため、観光協会が販売をしているオリジナル商品等の販売や、逆に指定管理者が作成するオリジナル商品があるのであれば、そういった商品の販売というのも、考えている。特にこのオリジナル商品については、そこでしか買えないというオンリーワンの役割があるかと思うので、その商品を買うために入間市博物館に来館いただけるというようなきっかけにもなっていただきたいと思っている。あわせて、その商品を販売するだけではなく、自主事業的な事業展開もお願いしたい。例えば湯茶接待という狭山茶の提供や、新しい企画としての事業展開を期待するところである。

委員：最終的な指定管理終了時の、年間入館者数の目標が8万人ということだが、博物館は確かに交通の便が悪い立地条件の中で、何とかそこをうまくPRして広めていきたいとの部分はよく理解できるが、直営でやる常設展や特別展との結びつきについて、例えば、指定管理部分のみがにぎわいのではなく、直営部分への誘客につなげていくことについてこれまではどう図ってきたのか。今後どのような形で8万人のうち、直営部分はどのくらいを目指すのかがわかれば教えていただきたい。

所管課：この点については、コロナ禍の前から博物館の課題の1つであったと感じている。指定管理に移行する前の平成29年度の入館者数は、7万5千人ほどおり、指定管理に移行するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大してきたため、そこまでの入館者数には届いていないというところはある。学芸員が調査研究をしてきた内容を展示する常設展示について、博物館開設以来1度もリニューアルがされてこなかったが、今年度展示室の一部をリニューアルする。そのリニューアルでは、業者に委託しなくても学芸員独自で展示替えができるようなシステムにするため、今後、微調整や小さい展示替えが可能になり、新しい試みに対して来館してみようというきっかけになるのではと思っている。そういった中において、同居型のメリットの一つとして、指定管理者が行う自主事業と、学芸員が実施する展示を、一緒にコラボしながら連携してPRをし、相乗効果の中で来館者の増加を図っていききたいと考えている。これについては、今年度ゴールデンウィークに3日間、指定管理者が鉄道広場という事業を

実施した。その事業への参加者が2300人ほどいたが、そのうち600人弱の方が常設展示の方にも来ていただいた。1日あたり約180人からの方が観覧していることになるが、これまでは週末でも50人とか80人ほどしかご覧いただけでなかった。自主事業をすることにより誘客をしていただき、常設展示へ誘導するという連携も着実にできてきているのかなと感じている。こういった取り組みを今後も、続けていきたいと考える。

委員：人数について確認したいが、指定管理料の積算では、正職員3名、パート3名とあるが、あくまで積算のための人数ということか。仕様書には特に何名以上配置するとはなかったと思うが、そこは管理運営を行うために十分な人員を配置するといった、適宜提案をしてくださいという理解でよいか。

所管課：この人件費の積算としては、これまでの市が直営で実施してきた内容でもって金額や人数に置き換えているため、積算した金額の範囲で指定管理者がどういう対応をとるかというのは提案の中で判断していきたい。

委員：児童センターの仕様書においては、最低何年以上みたいな基準があったことから、博物館の方にもそういったものがあるのかなと思い質問させていただいた。

委員：募集要項に記載されている選定基準に従って、私たちはその点数をつけるのかと思うが、「応募者が1社の場合でも、最低基準点に満たない場合には、選定されず再度公募を行う。」とされているがこの募集要項（案）には最低基準点が示されていない。ガイドラインでは7割と書いてあるが、そういう理解でよろしいか。立候補される業者は、それがわからなくてもよいのか。

所管課：こちらについては300点満点の中で、ガイドラインの中で7割となっていることから、たとえ1社であったとしても、7割である210点を超えていないと今後の指定管理者としての役割は果たせないと考える。

事務局：児童センターの募集要項では最低基準点が7割ということを示しており、博物館の募集要項においても最低基準点が7割の210点であることを明示するよう、募集要項（案）を修正することを提案させていただきたい。

委員長：整合がとれるよう調整をお願いします。

委員：指定管理料の積算で、まさに広報誘客のところに力を入れたとの話であったが、積算の中で280万円と見積もっているが、この考え方や算出根拠はあるのか。

所管課：前回の募集時の金額を基準に、実際に5年間実施した実績の中での金額を考慮して、10%加算して計算している。

委員：妥当な金額と判断しているのか。

所管課：そう判断している。この中には、紙ベースによる広報のための印刷製本費であるとか、宣伝に要する費用などが含まれている。そこに、物価上昇分や新たな取り組みを含めて10%の加算という考えで積算した。この中で有効的な事業について提案いただくことを期待している。

委員：入館者数の目標として8万人とのことであるが、これは博物館の中に入る人数が8万人ということによいか。要は、敷地全体をみたときに、公園的な観点で見ると、すごくいいところであると感じる。他の博物館などでは建物と駐車場しかないところもあるが、ここは博物館の中に入らなくても十分憩える空間になっていると思う。さきほどの鉄道広場のイベントにしても、2300人ほどが来たとのことであるが、当然博物館に入っていたきたいところではあるが、たとえ博物館の建物に入らなくても、公園としての機能から指定管理者に期待するものがあるのもいいのではないかと考えている。何か公園として来ていただいた部分を評価する指標のようなものはあるのか。

所管課：鉄道広場のイベントでの人数については、指定管理者がイベントとして人数をカウントしていたため集計できたものであり、普段の日曜日などに館庭に多くの方が来られているが、特に桜の時期には非常に多くの方が来る状況でもあるため、今後その人数をカウントしていくことについて、博物館としても検討する必要があるのではないかと考えている。8万人という人数については、常設展示の中に入れてくれる人達の人数であるので、それにプラスして館庭の人、或いは今後、ICTを使った時に情報発信をして、ホームページを見て来た人、或いは、ポケット学芸員というアプリで紹介している機能もあるため、そういったものを閲覧する人数も加算していくということも必要なのかなとは考えている。8万人にさらなる増加というプラスアルファのところも期待していきたい。

委員：なんかそういうICTで見ていただくみたいな、まさにそういう多角的な指標で評価してくというのも博物館の場合は十分ありなのかなと思うので、そのあたりをまた工夫していただけたらと思う。

委員：修繕費について800万円ということであるが、1件200万円ということは、つまり4件やったらおしまいということによろしいか。先日博物館で会議を行った際、会議室の空調が壊れていたため、大きいギャラリーのところで会議をしたということがあったが、老朽化で起こっているのだと思われる。ああいった空調の修繕費というのは、どのぐらいかかるものなのか。今後の見通しとしてこれまでと同額で問題ないか。

所管課：小規模中規模の修繕について、1件あたり200万円未満のものについては指定管理者の役割となる。それ以上かかるものについては、市が予算化して対応していくことになる。当博物館の施設は県内でも大きい施設であり、空調施設の整備について入れ替えをするとすると、とても800万円では足りない。それについては別途、市が予算化していく。800万円の修繕費については、運用していく中で、言葉は悪いが延命を図るといった部分の修繕費である。今回の空調設備の不良については、部品交換として対応できたので修繕費の中で対応している。これが対応できないということになれば、指定管理料ではない部分で予算化して修繕する必要があるとでてくる。

委員：公募の手続きについて、現地説明会に参加しなければ、応募ができないとのことであるが、募集要項等の配付期間が、この現地説明会以後も配付し続けることになってい

る。現地説明会以後に募集要項を見た人が、現地説明会の申込をしようと思っても受付できないのであれば、配付をし続ける意味がないのではないか。逆に不親切に感じる。他の施設の募集要項についても同様の記載であるが、考え方を整理したほうがいい。

事務局：募集の受付開始まで配付したほうがいいのではないかとの考えから、説明会後も配付することにしてきたが、ご指摘いただいた点を踏まえて改めて考え方を整理して、適切な日付に修正する。

委員長：一通り質問がでたかと思うが、他に質問がなければ、募集要項（案）と業務仕様書（案）について、指摘された部分については、調整のうえ修正いただくとして、それ以外の部分については博物館が示した案で決定してよろしいか。

委員：よろしい。（委員全員）

(3) 採点方法について

事務局：募集要項で定めた審査項目に基づき作成したのが、「指定管理者候補選定委員会審査票（案）」であり、応募者によるプレゼンテーション終了後に委員に記入していただくものとなる。応募書類やプレゼンテーションで提案された内容等を審査いただき、5点（優れている）・4点（良い）・3点（普通）・2点（やや劣る）・1点（劣る）の5段階で採点し、採点欄に記入していただく。5点満点で採点いただき、その採点に1～5を乗じて得た点をその項目の得点とする。なお、各社のプレゼンテーション後に各委員から講評をいただく。各委員からの講評も参考に審査いただきたい。

最終的な候補の決定方法は、①資格審査として、提案者が申請制限に該当するか否かを所管課と事務局で確認する。具体的には提出書類の確認や警察への照会等により確認を行う。申請制限に該当した場合には、当該提案者は失格となる。

次に、②提案審査として、より公平に評価するため、最高点と最低点を除いて算出した平均点をその審査項目の選定委員会としての評価点とし、その合計の総合評価点が最も高い提案者を指定管理者候補として選定する。仮にこの総合評価点の1番高い応募者が2つ以上となった場合は、委員長が決することとしたい。施設の適正な管理運営と市の求める公共サービス要求水準を担保するため、最低基準点を設け、配点合計の7割の210点とする。また、応募が1団体であったとしても、この最低基準点に達しない場合には選定されず、再度公募を行いたい。

委員：審査票（案）の「職員研修及び育成」の欄に、様式集の事業計画書には記載のある「人権研修の実施の有無」についての記載がない。修正したほうがいいのではないか。

事務局：事業者から提案いただく項目に「人権研修の実施の有無」についての項目があることから、審査票の記載についても修正する。

委員長：ただいまの指摘以外がなければ、採点方法は事務局案でよいか。

委員：よろしい。（委員全員）

委員長：では採点方法については事務局案とする。

7 その他

次回の日程について

事務局：その他について、次回の日程について説明する。今後募集要項や仕様書等の配布、所管課による応募者に対する現地説明会、応募者からの申請、所管課とデジタル行政推進課による資格審査を経て、提案者によるプレゼンテーションを9月30日の選定委員会において実施する予定である。

次回委員会の開始時間及び終了時間については、応募団体数により変わるため、応募団体数が決まり次第、後日開催通知でお知らせをする。

以 上